

## 議事要旨(2) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に関する実務指針の移管についての審議を行う旨が説明され、引き続き、淡河専門研究員及び前田ディレクターより、企業会計基準適用指針第 55 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針(案)」(以下「税率適用指針案」という。)に寄せられたコメントとそれらに対する対応案及び税率適用指針案の修正文案、税務上の繰越欠損金に関する情報の開示の検討並びに企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)を早期適用した場合の翌四半期における比較情報について、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### 税率適用指針案のコメント対応について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局の提案するコメント対応案に賛成する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 寄せられたコメントの 6)「複数の事業所を有する企業における取扱い」に対する対応の記載について、コメントの趣旨を踏まえた記載内容とされているか今一度見直した方が良いと考える。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご意見を踏まえ、再検討したい。

### 税務上の繰越欠損金に関する情報の開示の検討について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 現状の日本基準では、繰延税金資産の発生原因別の内訳として税務上の繰越欠損金の総額と評価性引当額の合計額が開示されているものの、当該繰越欠損金に対して計上されている繰延税金資産の額の情報が開示されていないため、財務諸表利用者が当該金額に関する情報を求めることは理解できる。
  - 税務上の繰越欠損金に対して計上している評価性引当額の情報は、個別財務諸表において開示する場合には有用性は認められると考える。しかし、全ての連結子会社に対して当該情報を収集することは不可能であり、かつ、有用性も下がると考える。

あるオブザーバーより、次のコメントがあった。

- 当該情報の収集にコストがかかるという現実を理解している。財務諸表利用者としては、連結グループの中で重要な会社に関する情報が開示されれば良いと考える。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 網羅的にデータを収集するコストの負担があることは理解しており、有用性とのバランスを考えたい。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 税務上の繰越欠損金に関する情報は、収益力に関する情報も開示されることで有用となると考える。
  - 何を分析したいのかということを明確にした上で、税務上の繰越欠損金に関する開示を検討する必要があると考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 税務上の繰越欠損金について評価性引当額を計上しているかどうかという情報は有用であると考え、どのような情報を開示するのが良いかを検証する必要があると考える。
  - 開示の方法としては、定性的に記述する方法が適切であると考え。また、一律に要求するよりも、任意開示により情報の充実を図る方が良いと考える。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 税務上の繰越欠損金の総額と評価性引当額の合計額のみ開示する現行の方法では、提供される情報が不足しており、繰延税金資産の計上について見積りの判断根拠に関する開示が必要であると考え。
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 税務上の繰越欠損金に関する開示を増大させることは、当該開示が形式に流れるおそれがあることから有用性が低いと考えられ、反対である。
  - むしろ、繰延税金資産の回収を担保する収益力を説明すべきであり、個社の状況や収益力の確度を説明する方向で検討を行うべきと考える。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 専門委員会では、繰延税金資産に関する開示の全体像を把握した上で改めて必要な開示を検討すべきという意見が聞かれており、基本的にはその進め方で検討したい。

#### 回収可能性適用指針を早期適用した場合の翌四半期における比較情報について

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局の対応方針に賛成する。
  - 元々事務局が示した解釈しか取り得ないと考えているが、なぜ事務局提案のような明確化が必要なのか教えてほしい。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 回収可能性適用指針を早期適用した場合、翌期の第 1 四半期末で比較情報を作成するときに、回収可能性適用指針を字義通りに解釈すると、会計方針の変更として取り扱うこととした 3 項目のみではなく、回収可能性適用指針全体を適用して比較情報を作成する必要があるという解釈が聞かれたため、そのように考えていないことを明確化したものである。
  
- ある委員より、次のコメントがあった。
  - 事務局提案と同様の取扱いを行うと解釈していたが、それが明確となる今回の事務局提案に賛成する。

以 上